

# 人事行政の運営の 状況等の公表

令和2年12月

千代田区  
政策経営部人事課

## ～公表の目的等～

平成17年3月に公布した「千代田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づいて、本区の人事行政の運営の状況を公表します。この条例は、公務員の人事行政の根本基準を定めた地方公務員法第58条の2の規定に基づき制定したものです。

公表を行う目的は、職員に必要な処遇は確保する一方で、その給与は区民の皆さんの負担であることから、公務における人事行政の運営状況を広く区民の皆さんに周知して人事行政の運営の公正性と透明性を確保していくことにあります。

また、広報紙でお知らせした「区職員の給与・手当等の状況」については、本公表の中に含めてお知らせしています。

## ～目次～

1	職員の給与の状況	3
2	職員の任免及び職員数の状況	12
3	職員の人事評価の状況	15
4	職員の勤務時間の状況	16
5	職員の分限及び懲戒の状況	17
6	職員のサービスの状況	18
7	職員の退職管理の状況	19
8	職員の研修の状況	20
9	職員の福祉の状況	21
10	特別区人事委員会の業務状況	23

※ 10については、特別区人事委員会からの報告を掲載しています。

# 1 職員の給与の状況

## (1) 総括

### ① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
元年度	65,942 人 (63,635)	55,961,131 千円 (56,999,295)	1,950,534 千円 (1,255,326)	10,807,624 千円 (11,020,745)	19.3% (19.3%)

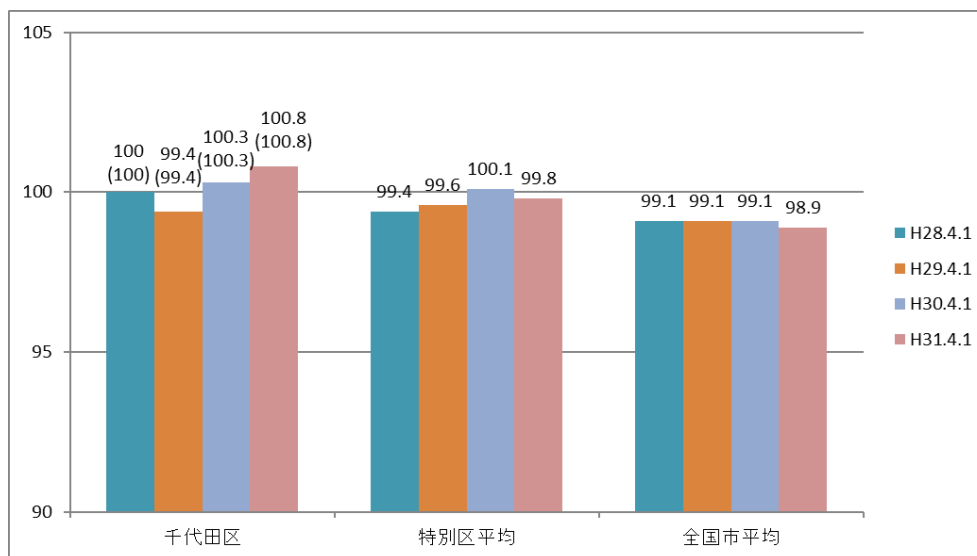
- (注) 1 決算数値は、「地方財政状況調査」に基づいたものです。  
 2 人件費には、特別職（区長、議長等）に支給される給料、報酬及び共済組合事業主負担金等を含みます。  
 3 ( ) は前年度数値です。

### ② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	1人当たり 給与費 B/A
元年度	1,075 人 (39 人)	3,692,747千円	1,531,633千円	1,787,176千円	7,011,556千円	6,520千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。  
 2 職員数は「地方公務員給与実態調査」による平成31年4月1日現在の普通会計関係に属する職員の人数であり、( ) 内は再任用短時間勤務職員数で外書きです。  
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### ③ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

④ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

a. 給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）

行政職給料表（一）について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を踏まえて見直しを実施

b. 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準20%に対し、千代田区においても20%を支給

（実施時期） 平成27年4月1日より実施

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%
千代田区の支給割合	18%	20%	20%	20%

c. その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
40.4歳	296,890円	424,506円	376,741円

技能労務職

	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
全体	49.0歳	90人	281,123円	398,544円	349,130円
うち清掃	46.9歳	71人	278,065円	401,924円	347,669円
うち用務	56.8歳	11人	289,736円	364,627円	350,402円

## 教育職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
36.1 歳	312,960 円	420,267 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

※ 参考として代表的な職種について、令和元年度給与の実績数値を11頁に掲載しています。

### ② 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		初任給
一般行政職	大学卒	183,700 円
	高校卒	147,100 円
技能労務職	高校卒	143,700 円
教育職	大学卒	194,800 円
	短大卒	177,700 円

※ 技能労務職の初任給は、清掃作業等の職務に従事する職員の初任給を掲載しています。

### ③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	271,286 円	356,800 円	387,513 円	412,940 円
	高校卒	219,800 円	303,725 円	345,180 円	354,471 円
技能労務職	高校卒	189,680 円	該当者なし	288,860 円	309,117 円

※ 当該区分に該当する職員が少ない場合は、近似の区分のデータを含めて記載しています。

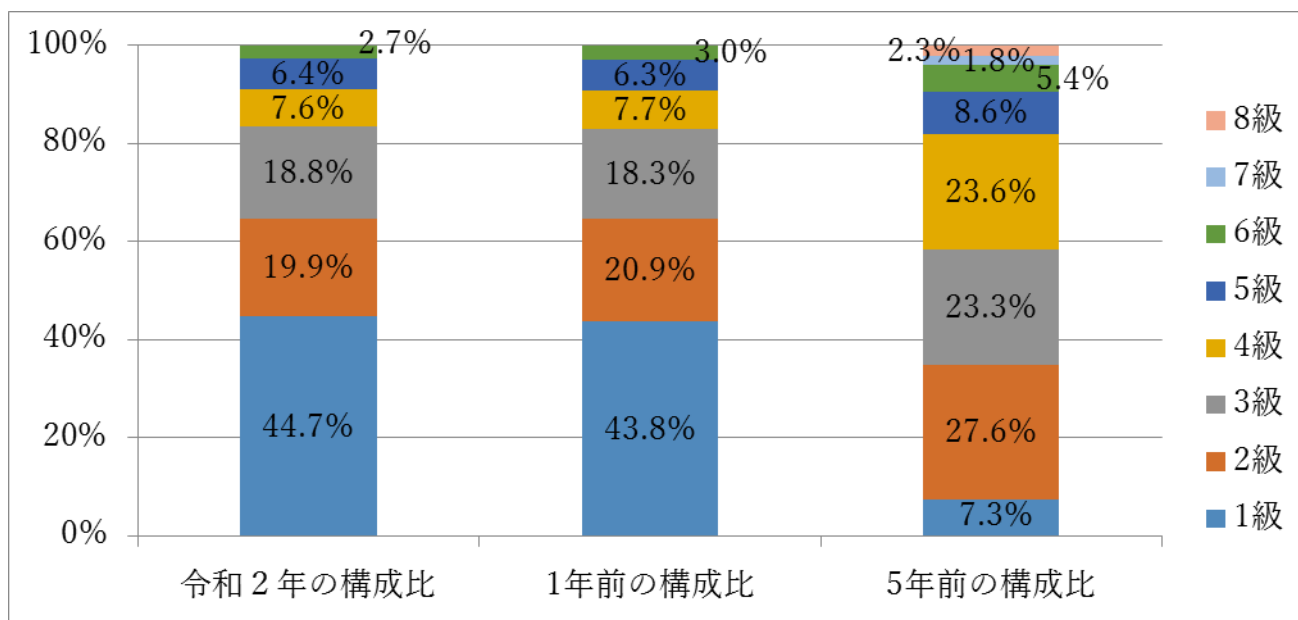
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給（初号）の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員の職務	337人	44.7%	142,500円	321,900円
2級	主任の職務	150人	19.9%	196,700円	355,500円
3級	係長、担当係長又は主査の職務	142人	18.8%	226,600円	404,400円
4級	課長補佐の職務	57人	7.6%	253,100円	426,300円
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	48人	6.4%	283,900円	452,100円
6級	部長、担当部長又は参事の職務	20人	2.7%	368,900円	512,600円

(注) 1 千代田区の「職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員（再任用短時間勤務職員を除く）数です。

2 構成比は、端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。



(注) 平成30年度に8級制から6級制に変更（旧給料表の1級から3級の再編、6級及び7級の統合）しています。

② 昇給への人事評価の反映状況

1 人事評価の実施状況

人事評価は、地方公務員法第23条の2に基づき、全職員を対象に定期評価を実施しています。

2 昇給への人事評価の反映状況

昇給区分は、「A：極めて良好」、「B：特に良好」、「C：良好」、「D：やや良好でない」、「E：良好でない」の5段階に区分され、人事評価に基づき、決定しています。

昇給への反映は、管理職は、A：8号昇給、B：6号昇給、C：4号昇給、D：3号昇給、E：昇給なし、係長級は、A：7号昇給、B：5号昇給、C：4号昇給、D：3号昇給、E：昇給なし、一般職員は、A：6号昇給、B：5号昇給、C：4号昇給、D：3号昇給、E：昇給なし、となります。

(1) 令和2年4月1日の昇給の状況

対象職員766名中、上位区分により5～8号昇給した者が207名（27.0%）、標準区分により4号昇給した者が546名（71.3%）、下位区分により昇給なしまたは3号昇給した者が13名（1.7%）でした。

(2) 平成31年4月1日の昇給の状況

対象職員786名中、上位区分により5～8号昇給した者が207名（26.3%）、標準区分により4号昇給した者が562名（71.5%）、下位区分により昇給なしまたは3号昇給した者が17名（2.2%）でした。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

千代田区	東京都	国
1人当たりの平均支給額 (元年度) 1,648 千円	—	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 期末手当 2.05 月分 (1.00) 月分	(元年度支給割合) 勤勉手当 2.60 月分 (1.45) 月分 期末手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

(注) ( ) 内は、再任用職員にかかる支給割合です。

【参考】 勤勉手当への人事評価の反映状況

1 人事評価の実施状況 人事評価は、地方公務員法第23条の2に基づき、全職員を対象に定期評価を実施しています。
2 勤勉手当への人事評価の反映状況 (1) 令和2年6月の勤勉手当 管理職の対象者73名中、成績率が最上位・上位(11100/10000～12601/10000)に決定された者は20名(27.4%)、中位(9600/10000)に決定された者は53名(72.6%)、下位・最下位(8600/10000～9100/10000)に決定された者は0名(0%)でした。 一般職員の対象者984名中、成績率が最上位・上位(10218/10000～12405/10000)に決定された者は316名(32.1%)、中位(9720/10000～9900/10000)に決定された者は644名(65.4%)、下位・最下位(9220/10000～9650/10000)に決定された者は24名(2.4%)でした。
(2) 令和元年6月の勤勉手当 管理職の対象者72名中、成績率が最上位・上位(11492/10000～13385/10000)に決定された者は16名(22.2%)、中位(9600/10000)に決定された者は56名(77.8%)、下位・最下位(8600/10000～9100/10000)に決定された者は0名(0%)でした。 一般職員の対象者985名中、成績率が最上位・上位(10277/10000～12050/10000)に決定された者は309名(31.4%)、中位(9720/10000～9900/10000)に決定された者は650名(66.0%)、下位・最下位(9220/10000～9650/10000)に決定された者は26名(2.6%)でした。

② 退職手当 (令和2年4月1日現在)

千代田区	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 18.00 月分 24.55 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.00 月分 32.95 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.75 月分 47.70 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 39.75 月分 47.70 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
1人当たりの平均支給額 1,860 千円 20,793 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		829,465千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		723,160円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
千代田区	20%	1,147人	20%

④ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		14,956千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		118,698円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		10.99%		
手当の種類（手当数）		6 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する支給 単価
特定危険現場 業務手当	施設経営課、 建築指導課	昇降機の検査	3千円	日額 460円
		建設現場における足場の不安 定な箇所での工事監督又は検 査業務	1千円	地上10m以上 30m未満 日額 320円
				地上30m以上 日額 440円
福祉業務手当	生活支援課、 在宅支援課	生活保護法又は老人福祉法に 定める業務を行うため家庭等 を訪問したとき	19千円	日額 500円
	児童相談所	児童福祉法に定める児童の一 時保護業務	0千円	日額 1,470円
	児童相談所	児童福祉法に定める児童相談 所の業務（一時保護業務除く） を行うため家庭訪問、指導、相 談等の業務をしたとき	0千円	日額 490円
防疫等業務手 当	保健所	I類感染症、新型インフルエン ザ等感染症、指定感染症又は新 感染症の患者等の接触業務	0千円	日額 720円
		II類感染症又は指定感染症の 患者等の接触業務	1千円	日額 320円
		結核患者の接触業務	3千円	日額 180円
有毒薬物等取 扱手当	保健所	法令に定める有害薬物・毒物に よる試験、検査等	61千円	日額 240円
清掃業務手当	清掃事務所	廃棄物の直接処理等	10,935千円	日額 700円
教育特殊業務 手当	幼稚園の教諭	非常災害時等の緊急業務	0千円	日額 3,000円 ～6,400円



(注) 支給実績額 (14,956 千円) には、「千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例」の規定により、「学校職員の特殊勤務手当に関する条例」の適用を受ける職員の例により支給された教員特殊業務手当の額 (3,933 千円) が含まれています。

(内訳)	・ 修学旅行等指導業務	381 千円
	・ 対外運動競技等	572 千円
	・ 部活動指導	2,977 千円
	・ 非常災害時等の緊急業務	3 千円

#### ⑤ 時間外勤務手当

支給実績 (平成 30 年度決算)	311,543 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 30 年度決算)	349 千円
支給実績 (令和元年度決算)	358,676 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	362 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員・教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く) であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

#### ⑥ その他の手当 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者	6,000 円	異なる	6,500 円	60,046 千円	184,758 円
	子	9,000 円		10,000 円		
	父母等	6,000 円		6,500 円		
	16 歳から 22 歳までの子	4,000 円加算		5,000 円加算		
住居手当	世帯主である職員で、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃月額 27,000 円以上を支払っている職員に支給 ・ 月額 8,300 円 年齢により加算あり 26 歳以下 18,700 円 27 歳以上 31 歳以下 9,300 円		異なる	家賃負担者に対し最大 28,000 円	51,532 千円	177,698 円
通勤手当	交通機関、交通用具等を利用して通勤する職員に対し通勤に要する経費を補助するため支給 ・ 交通機関利用者支給限度額 1 月当たり 55,000 円 ・ 交通用具使用者の支給額 一般 2,600 円～13,000 円 不便公署 2,600 円～20,400 円 身障者等 3,900 円～24,900 円		異なる	・ 交通機関利用者支給限度額 1 月当たり 55,000 円 ・ 交通用具使用者の支給額 2,000 円～31,600 円	176,015 千円	162,826 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 64,700円～127,600円	異なる	支給金額 46,300円～ 130,300円	100,760千円	1,171,625円
初任給調整手当	専門的知識が必要で、採用困難な職に採用される者に対し、一定の期間支給(区では医師、歯科医師に支給) 支給の期間に応じ118,000円～268,500円	異なる	地域に応じ 414,800円以内	4,890千円	2,445,000円
夜勤手当	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合に支給 ・1時間単価の25/100の額	同じ	—	296千円	59,213円
宿日直手当	正規の勤務時間以外に宿直又は日直勤務をした場合に支給 ・通常の日から始まる場合 5時間以上 8,900円 5時間未満 4,450円 ・年末年始の日から始まる場合 5時間以上 11,200円 5時間未満 5,600円	異なる	内容に応じ 4,400円～ 21,000円	2,566千円	43,492円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間(正規の勤務時間以外の時間に限る。)に勤務した場合に支給 ・部長級 12,000円 (6時間を超える勤務) 18,000円 週休日等以外 6,000円 ・課長級 10,000円 (6時間を超える勤務) 15,000円 週休日等以外 5,000円	異なる	・週休日等 6,000円～ 18,000円 (6時間を超える勤務 9,000円～ 27,000円) ・週休日以外 3,000円～ 6,000円	1,392千円	55,680円
単身赴任手当	公署を異にする異動により転居し、配偶者と別居、単身生活する場合に支給 ・基礎額 30,000円 ・加算額 6,000円～14,000円	異なる	30,000円～ 100,000円	624千円	312,000円
義務教育等教員特別手当	義務教育等の教育職員について、人材の確保、学校教育の水準の維持向上を図るために支給 職務の級・号により1,120円～4,150円	—	—	4,238千円	45,574円

(5) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	区長	1,286,000 円
	副区長	1,027,000 円
	教育長	909,000 円
報酬	議長	925,000 円
	副議長	809,000 円
	議員	618,000 円
期末手当	区長	(令和元年度支給割合)
	副区長	3.80 月分
	教育長	
	議長	(令和元年度支給割合)
	副議長	3.80 月分
	議員	
退職手当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	区長	1,286 千円×在職年数×470/100 24,177 千円 任期毎
	副区長	1,027 千円×在職年数×290/100 11,913 千円 任期毎
	教育長	909 千円×在職年数×220/100 5,999 千円 任期毎

- (注) 1 区長・副区長に対する地域手当は平成22年1月1日より廃止し、相当額を給料に含めて支給しています。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（区長及び副区長は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(参 考) 職員の平均給与月額（令和元年度実績値）

区 分	平均年齢	給与（月額）			期末・勤勉 手当支給額 （年間）	給与支給額（年間）		
		給料 (A)	諸手当 (B)	計 (A+B)			(前年度)	
一般行政職	41.1 歳	296,721	124,952	421,673	1,742,275	6,802,351	6,825,843	
部 長	56.9 歳	469,285	268,982	738,267	3,414,688	12,273,892	12,392,888	
	課 長	52.9 歳	412,870	228,446	641,316	2,793,137	10,488,929	10,754,307
	係 長	51.1 歳	369,244	143,581	512,825	2,189,074	8,342,974	8,472,439
	主 任	41.2 歳	275,230	108,499	383,729	1,544,964	6,149,712	6,461,102
	係 員	31.9 歳	231,297	94,920	326,217	1,274,909	5,189,513	5,184,423
保育士	37.7 歳	273,488	114,041	387,529	1,569,681	6,220,029	6,097,523	
保健師	43.4 歳	315,447	129,132	444,579	1,914,602	7,249,550	7,175,096	
作業	47.2 歳	285,336	136,607	421,943	1,672,098	6,735,414	6,659,863	
用務	56.0 歳	282,273	82,097	364,370	1,463,441	5,835,881	6,413,737	
幼稚園教育職員	36.0 歳	298,663	99,095	397,758	1,701,344	6,474,440	6,155,084	

- (注) 1 作業とは、清掃作業や土木作業の職務です。  
 2 諸手当は、毎月支給する手当（地域手当、住居手当、扶養手当等）の合計額の平均です。  
 3 給与月額は、毎月支給されている給料及び諸手当の合計額の平均です。

## 2 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用等の状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日） (人)

	事務系	福祉系	技術系	医療系	技能系	業務系	教育系	合計
採用	38	12	8	0	3	0	2	63
その他	22	3	5	2	4	0	15	51
合計	60	15	13	2	7	0	17	114

(注) その他は、都区交流による転入、他の地方公共団体からの派遣受入等です。

(2) 職員の退職等の状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日） (人)

	事務系	福祉系	技術系	医療系	技能系	業務系	教育系	合計
定年退職	22	5	1	2	2	0	0	32
勸奨退職	1	0	0	1	1	0	0	3
普通退職	7	1	2	0	0	0	1	11
その他	14	1	0	2	2	0	6	25
合計	44	7	3	5	5	0	7	71

(注) その他は、都区交流による転出、他の地方公共団体からの派遣受入の解除等です。

(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分	職員数(人)		増減 (人)	減員 (人)	増員 (人)	主な増減理由	
	平成31年	令和2年					
一般行政部門	議会	13	13	0	0	0	
	総務	257 (12)	252 (8)	△5	8	3	公益的法人等派遣終了、基本計画見直し完了、行政評価取り組み期間終了による減、管理職欠員補充による増など
	税務	33	35	2	0	2	課税、納税促進に係る業務量増
	民生	256 (7)	280 (2)	24	2	26	欠員不補充による減、障害者や高齢者に関する複合的な課題への対応、子ども相談事業の体制強化、保育需要増への対応、生活保護相談件数増加への対応による増など
	衛生	202 (7)	207 (4)	5	2	7	欠員不補充による減、清掃職員採用、感染症予防対策による増など
	商工	12 (1)	12 (1)	0	0	0	
	土木	127 (8)	138 (4)	11	2	13	欠員不補充による減、構造・設備審査件数増への対応、区有施設の整備業務対応、まちづくりに関する計画の策定推進のための増など
小計	900 (35)	937 (19)	37	14	51		
特別行政部門	教育	175 (4)	177 (2)	2	2	4	欠員不補充による減、文化財事務充実、幼稚園クラス数増加対応による増など
	小計	175 (4)	177 (2)	2	2	4	
公営企業等会計部門	国保事業	15	14	△1	1	0	欠員不補充による減
	老人医療	4	4	0	0	0	
	介護保険	22	22	0	0	0	
	小計	41	40	△1	1	0	
合計	1,116 (39) [1,320]	1,154 (21) [1,320]	38	17	55		

(注) 1 ( ) は短時間勤務再任用職員で外書きです。

2 [ ] は条例定数の合計です。

3 職員数には、公益的法人等派遣職員を含み、他の地方公共団体へ派遣中の職員（被災地派遣の職員は除く）、研修受入職員、短時間勤務再任用職員、臨時・非常勤職員を含みません。

② 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）

(人)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0	70	147	174	146	63	51	71	92	118	138	84	1,154
	0	60	154	185	102	51	53	71	111	114	145	70	1,116

上段：令和2年4月1日現在

下段：平成31年4月1日現在

(注) 職員数には、公益的法人等派遣職員を含み、他の地方公共団体へ派遣中の職員（被災地派遣の職員は除く）、短時間勤務再任用職員、臨時・非常勤職員を含みません。

(4) 障害者任免状況

令和2年6月1日時点における障害者任免状況

		千代田区 (注1)	区長部局	教育委員会	
A 任免状況	① 職員の数	a 職員の数（短時間勤務職員を除く）	1,197	978	219
		b 短時間勤務職員の数	350	98	252
		c 職員の総数= a+(b×0.5)	1,372.0	1,027.0	345.0
	② 除外職員の数	d 除外職員の数（短時間勤務職員を除く）	0	0	0
		e 短時間勤務除外職員の数	0	0	0
		f 除外職員の総数= d+(e×0.5)	0.0	0.0	0.0
	③ 旧除外職員の数	g 旧除外職員の数（短時間勤務職員を除く）	254	173	81
		h 短時間勤務旧除外職員の数	134	7	127
		i 旧除外職員の総数= g+(h×0.5)	321.0	176.5	144.5
	④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	(イ) 重度身体障害者	10 (1)	9 (1)	1
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者	11	11	0
		(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	1	1	0
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	0	0	0
		(ホ) 身体障害者の数=(イ×2)+ロ+ハ+(ニ×0.5)	32.0 (2.0)	30.0 (2.0)	2.0 (0.0)
		(ヘ) 重度知的障害者	0	0	0
		(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者	0	0	0
		(フ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	0	0	0
		(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	0	0	0
		(ヌ) 知的障害者の数=(ヘ×2)+ト+フ+(リ×0.5)	0.0	0.0	0.0
(ル) 精神障害者		5	5	0	
(ヲ) 精神障害者である短時間勤務職員		0	0	0	
(リ) (ヲ)のうち〔注意〕3に該当する者の数		0	0	0	
(カ) 精神障害者の数=ル+{(ヲ-リ)×0.5}+リ	5.0	5.0	0.0		

B 上記に基づく計算	⑤ 現在設定されている除外率	5	0	0
	⑥ 基準割合= $\{③i / (①c - ②f)\} \times 100$	23	17	41
	⑦ ⑥に基づく除外率	0	0	20
	⑧ 適用される除外率	5	0	20
	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数= $①c - ②f - \{(①c - ②f) \times ⑧\}$	1304.0	1,027.0	276.0
	⑩ 障害者計= $④ホ + ④ヌ + ④カ$	37.0	35.0	2.0
	⑪ 実雇用率= $(⑩ / ⑨) \times 100$	2.84	3.41	0.72
	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数	0.0	0.0	4.0

- (注) 1 「千代田区」の欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に定める特例制度による集計です。千代田区は、任命権者ごとに行う障害者雇用率の算定にあたって区長部局と教育委員会を同一の機関とみなすことについて認定を受けています。
- 2 ( )内は、令和2年度の新規採用職員で、内数です。
- 3 A④(ウ)欄には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者の数を記載します。
- ・通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者
  - ・通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者
- 4 障害者任免通報書に記載するもののうち障害種類別の身体障害者数については、障害の種類、程度の区分ごとの対象者が少なく、特定の者に対する障害の程度等が推認されるおそれがあるため、公表いたしません。

### 3 職員の人事評価の状況

定期評価として年に1回、人事評価を実施しています。評価に当たっては、5段階の評価区分を設定し、職員の自己申告などをもとに実施します。

#### (1) 評価内容

人事評価は、「能力評価」及び「業績評価」により行っています。

区分	評価内容
能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職員が保有し職務の遂行の過程において発揮した能力を客観的かつ公正に評価します。
業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定した業務目標以外の取組みにより挙げた業績について、客観的かつ公正に評価します。

#### (2) 評価方法

##### ア 一般職員（管理職選考合格者を除く。）

区分	評価者	評価方法
第1次評価者	職員を管理又は監督する地位にある課長	絶対評価
第2次評価者	職員を管理又は監督する地位にある部長	
最終評価者	副区長	相対評価

##### イ 一般職員（管理職選考合格者）及び幹部職員（課長級）

区分	評価者	評価方法
第1次評価者	職員を管理又は監督する地位にある部長	絶対評価
最終評価者	副区長	相対評価

##### ウ 幹部職員（部長級）

区分	評価者	評価方法
第1次評価者	副区長	絶対評価
最終評価者		相対評価

#### (3) 人事評価の活用

人事評価の結果は、職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

#### 4 職員の勤務時間の状況

区 分	内 容	
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（1日7時間45分／週38時間45分）	
週休日	正規の勤務時間を割り振らない日のことで1週間のうち2日（日曜日及び土曜日）を定めています。	
休暇等	年次有給休暇	年度20日付与し、翌年度に限り繰り越しが可能な休暇です。
	病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養を要する場合に取得できる休暇です。
	特別休暇	特別な事由により勤務しないことが適当と認められる場合として、次の各休暇を定めています。 公民権行使等休暇・妊娠出産休暇・妊娠症状対応休暇・早期流産休暇・母子保健健診休暇・妊婦通勤時間・育児時間・出産支援休暇・育児参加休暇・生理休暇・慶弔休暇・災害休暇・夏季休暇・ボランティア休暇・リフレッシュ休暇・子の看護休暇・短期の介護休暇
	介護休暇	職員が家族等を介護するために、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間取得できます。1回に限り、延長が可能です。
	介護時間	職員が家族等を介護するために、取得の初日から連続する3年の期間内において、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で取得できます。
	育児休業	職員が子の育児のために、子が3歳に達するまで休業できる制度です。
	部分休業	職員が子の育児のために、子が小学校就学の始期に達するまで1日の勤務時間のうち2時間以内の休業ができる制度です。
	配偶者同行休業	海外転勤等で外国に滞在する配偶者と生活を共にするため、職員が一定期間休業することができる制度です。
主な休暇の取得実績 (令和元年度)	年次有給休暇	16.7日（平均）
	育児休業	31人
	部分休業	8人
	介護休暇	2人

(注) 1 「勤務時間」「週休日」の内容は、標準的な勤務形態の場合であり、職務によっては夜勤や日曜日又は土曜日に勤務が割り振られる場合もあります。

2 育児休業、部分休業の取得実績は、令和元年度に新たに取得した者の実績です。（前年度から引き続き取得している者は除いています。）



## 5 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分 職員が心身の故障など一定の事由によりその職責を十分果たすことができない場合等に、公務の能率の維持向上を目的として職員に対し、免職、休職等の処分が行われます。

(2) 懲戒処分 職員の一定の義務違反に対してその道義的責任を問い、公務における規律と秩序の維持を目的として行われます。

(3) 処分の状況（令和元年度）

分限処分	免職	休職	降任	降給	懲戒処分	免職	停職	減給	戒告
件数	0	45	0	1	件数	0	0	1	0

休職の事由はすべて病気を理由としたものです。

## 6 職員のサービスの状況

職員には全体の奉仕者として地方公務員法で次のような義務が課せられています。

この義務は、職務の遂行に関して守る義務（職務上の義務）と、職務の内外を問わず職員たる身分を有する限り守らなければならない義務（身分上の義務）の2つに大別されます。

### (1) 職務上の義務

区 分	内 容
法令等及び上司の命令に従う義務	職員は、職務を遂行するにあたっては、法令、条例等に従い、上司の職務上の命令に従う義務があります。
職務に専念する義務	職員は、法令に定める場合を除き、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、地方公共団体の職務にのみ従事する義務があります。「法令に定める場合」としては、年次有給休暇、分限休職等の場合が挙げられます。

### (2) 身分上の義務

区 分	内 容
サービスの宣誓	職員は条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければなりません。宣誓とは、サービス上の義務を遵守することを宣言する行為であり、職員の倫理的自覚を促すためのものともいえます。
信用失墜行為の禁止	職員は全体の奉仕者として住民の信託を受け、公務に従事しているものであり、その職の信用を傷つけ又は不名誉となる行為は禁止されています。
秘密を守る義務	守秘義務ともいわれ、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、また法令による証人等となり秘密を発表する場合は任命権者の許可が必要とされています。 この義務は退職後も引き続き課されます。
政治的行為の制限	公務員が一党一派に偏り政治的活動を行うことは、全体の奉仕者として相応しくないことから、政党の結成等への関与の禁止など一定の制約があります。
争議行為等の禁止	憲法上、勤労者には団結権・争議権等の権利が認められていますが、職員には全体の奉仕者という特殊性から、ストライキ、サボタージュなどの争議行為等は禁止されています。
営利企業への従事等制限	職員は任命権者の許可を受けなければ、次に掲げることをできないものとされています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利企業の役員等の地位を兼ねること。</li> <li>・ 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。</li> <li>・ 報酬を得て事業等に従事すること。</li> </ul>

## 7 職員の退職管理の状況

区における幹部職員の再就職状況については、以下のとおりです。

### (1) 対象者

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に区を退職した、課長級以上の職員

### (2) 再就職状況（団体別の再就職者数等）

（人）

	民間企業	公益団体等	その他
部長級	0	2	0
課長級	0	1	0

（注） 1 公益団体等には、公益財団（社団）法人、一般財団（社団）法人、社会福祉法人等を含みます。

2 その他は、民間企業及び公益団体等以外の団体に再就職した者です。

## 8 職員の研修の状況

職員の能力開発・活用を図り、区民サービスを一層向上させるため、職員研修等を次のとおり実施しました。

実施状況（令和元年度）（人数は実人数） ※特別区職員研修所実施分を含みます。

区 分	回 数 (回)	日 数 (日)	人 数 (人)
職層研修(新任、係長、管理者等)	57	75	1,195
専門研修(財務会計、OA、実務、保健、まちづくり関連等)	96	140	424
特別研修 (ビジネススキル、メンタルヘルス、公務員倫理等)	161	110	1,480
合 計	314	325	3,099

## 9 職員の福祉の状況

### (1) 公務災害補償

公務上又は通勤途上の負傷等の災害に対し、地方公務員災害補償法に基づき補償を行っています。

#### ア 補償の範囲

##### (ア) 公務災害

公務上の災害（公務遂行中におきた災害、公務に起因した負傷、疾病、障害又は死亡をいう）で、これに対する補償のことです。

##### (イ) 通勤災害

職員が勤務のため住居と勤務場所との間を一般的に通常利用する経路と方法によって往復する途中におこった災害で、これに対する補償のことです。

#### イ 実績

	公務災害	通勤災害
令和元年度	7	3
平成30年度	3	2
平成29年度	6	1

※上記の件数は各災害の認定日を基準として区分しています。

### (2) 職員住宅

住宅困窮職員の福利厚生とともに、非常災害時の要員確保等を図る目的で職員住宅を設置しています。また、入居者には地域のコミュニティ活動への積極的な参加を義務付けています。

(令和2年4月1日現在)

	直営住宅	借上住宅
戸数	35	42

### (3) 健康管理業務

職員が心身ともに健康で、職務遂行にその能力を十分に発揮できるよう、健康診断や安全衛生管理体制の整備等に係る事務を行っています。

#### ア 職員健康診断

##### (ア) 一般健康診断（定期健康診断）

職員全員に対して1年以内ごとに1回、定期に実施し、継続的に健康状態を把握し、健康異常や疾病の早期発見とその後の措置を行うことを目的とします。

##### (イ) 特殊健康診断

法令で定められた有害な業務に従事する職員のみを対象とし、それぞれの有害業務に起因する疾病を早期に発見し、治療を含めた対策を速やかに実行することを目的とします。

	対象者数	受診者数	受診率
令和元年度	997	857	86.0%
平成30年度	1,004	874	87.1%
平成29年度	1,023	892	87.2%
平成28年度	1,020	859	84.2%

#### イ 職員健康相談

職員の身近な健康相談として利用できるよう、相談日を設け非常勤医師による健康相談を実施しています。

#### ウ メンタルヘルス事業

職員を対象とした年 1 回のストレスチェック及び、面談・電話・メールによるカウンセリングを実施しています。また、平成 25 年度から区役所内の健康相談室にて月 2 回の出張カウンセリングを実施しています。

#### エ 安全衛生管理体制

職員の安全を確保し、健康障害を防止するための管理体制を確立し、責任体制を明確にする目的で、千代田区安全衛生管理体制を組織しています。

### (4) 福利厚生事業

#### ア 東京都職員共済組合

福利厚生制度の一つとして、職員又は被扶養者の疾病、出産、休業、障害等に関し、適切な給付を行うため、地方公務員等共済組合法に基づき、社会保険制度として短期給付事業、長期給付事業、福祉事業を実施しています。

#### イ 特別区職員互助組合

大別して、保険事業、ライフプラン事業、会員制施設事業、生活支援・リフレッシュ事業、相談事業、広報普及事業の六つの事業を実施しています。

#### ウ 千代田区職員互助会

千代田区に勤務する職員を会員として、会員相互の扶助及び福利厚生を図ることを目的とし、東京都職員共済組合や特別区職員互助組合が行っている福利厚生事業をカバーする事業を実施しています。

大別して、給付事業、福利厚生事業、貸付事業、退職事業の四つの事業を実施しています。

##### ① 令和 2 年 4 月 1 日現在会員数

1, 257 人

##### ② 財源

###### 職員会費

給料月額  $4.65/1,000$

会計年度任用職員会費（互助会に加入を希望する職員）

一律月額 800 円

###### 区負担金

退職事業を除く経費の支出について、会費：負担金 = 1 : 1 の割合とする。

##### ③ 令和元年度区負担金決算額

16,134,120 円

10 特別区人事委員会の業務状況

令和元年度の業務状況の報告

特別区人事委員会

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験等

令和元年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。

ア 受験資格等

採用区分	職種 (試験・選考区分)	国籍要件	年齢	経歴・資格・免許	その他
I 類	事務	有	22歳以上 32歳未満	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）</li> <li>・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人</li> </ul>
	土木造園（土木）				
	土木造園（造園）				
	建築				
	機械				
	電気				
	福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育士（注3）	
	心理		40歳未満	心理学科を卒業した人又はこれに相当する人	
	衛生監視（衛生）	有	22歳以上 30歳未満	食品衛生監視員及び環境衛生監視員	
	衛生監視（化学）				
保健師	無	22歳以上 40歳未満	保健師		
III 類	事務	有	18歳以上 22歳未満		・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
障害者 (注1)	事務	有	18歳以上 32歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳等の交付を受けている人（注4）</li> <li>・通常の勤務時間に対応できる人</li> <li>・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人</li> </ul>	

経験者1級職	事務	有	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が4年以上ある人 (児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が2年以上ある人(注2))	当該職種に関連する業務に従事(ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること(注3)。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人)	
	土木造園(土木)					
	建築					
	機械	無				
	電気					
	福祉					
	児童福祉					
	児童指導					
	児童心理					
経験者2級職(主任)	事務	有	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が8年以上ある人 (児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が4年以上ある人(注2))	当該職種に関連する業務に従事(ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること(注3)。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人)	
	土木造園(土木)					
	建築					
	福祉	無				
	児童福祉					
	児童指導					
	児童心理					
経験者3級職(係長級)	児童福祉	無	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が12年以上ある人 (児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が6年以上ある人(注2))	当該職種に関連する業務に従事(ただし、児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること(注3)。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人)	
	児童指導					
	児童心理					

・活字印刷文による出題に対応できる人(ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。)

- (注1)障害者を対象とする採用選考の略  
(注2)児童相談所等での業務従事歴については、下記の経験を指す。  
児童福祉：児童相談所(一時保護所を含む。)における児童福祉司としての相談援助業務経験  
児童指導：児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務経験  
児童心理：児童相談所(一時保護所を含む。)における児童心理司としての心理判定及び心理療法並びにカウンセリングの業務経験  
(注3)試験区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人  
(注4)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

## イ 日 程

区 分	I 類採用試験【一般方式】	I 類採用試験【土木・建築新方式】	III類採用試験	経験者採用試験・選考	障害者を対象とする採用選考
告 示	3月19日	3月19日	6月20日	6月20日	6月20日
第1次試験・選考(筆記)	5月5日	5月5日	9月8日	9月1日	9月8日
第1次合格発表	6月28日	6月28日	10月18日	10月18日	10月9日
第2次試験・選考(面接)	7月9日～22日	7月9日～22日	10月28～29日	10月27日・11月2～4日	10月30日～11月1日
最終合格発表	7月29日(技術系) 8月5日(技術系以外)	7月29日	11月15日	11月15日	11月15日

※技術系…土木造園(土木)・土木造園(造園)・建築・機械・電気の試験区分

※経験者採用試験・選考…児童相談所等での経験を求める採用試験・選考を含む



ウ 実施状況

単位：人

採用区分	職 種 (試験・選考区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数			
		元年度	30年度	比 較 増△減	元年度	30年度	比 較 増△減	元年度	30年度	比 較 増△減	
I 類 【一般方式】	事 務	13,296	14,998	△ 1,702	11,501	12,718	△ 1,217	2,032	2,371	△ 339	
	土 木 造 園 ( 土 木 )	367	453	△ 86	309	383	△ 74	153	160	△ 7	
	土 木 造 園 ( 造 園 )	71	86	△ 15	60	68	△ 8	37	26	11	
	建 築	173	207	△ 34	147	178	△ 31	95	104	△ 9	
	機 械	89	125	△ 36	75	103	△ 28	48	53	△ 5	
	電 気	158	173	△ 15	126	128	△ 2	64	67	△ 3	
	福 祉	549	521	28	486	468	18	246	236	10	
	心 理	273	290	△ 17	224	252	△ 28	73	78	△ 5	
	衛 生 監 視 ( 衛 生 )	166	213	△ 47	149	181	△ 32	76	86	△ 10	
	衛 生 監 視 ( 化 学 )	45	57	△ 12	33	42	△ 9	7	7	0	
	保 健 師	402	427	△ 25	360	377	△ 17	159	199	△ 40	
小 計	15,589	17,550	△ 1,961	13,470	14,898	△ 1,428	2,990	3,387	△ 397		
I 類 【土木・建築新方式】	土 木 造 園 ( 土 木 )	143	236	△ 93	102	108	△ 6	33	39	△ 6	
	建 築	60	136	△ 76	40	75	△ 35	28	39	△ 11	
	小 計	203	372	△ 169	142	183	△ 41	61	78	△ 17	
III 類	事 務	4,395	5,700	△ 1,305	3,663	4,729	△ 1,066	476	471	5	
III類【障害者を対象とする採用選考】	事 務	282	220	62	222	179	43	100	65	35	
経験者	1 級 職	事 務	2,037	1,004	1,033	1,601	791	810	173	219	△ 46
		土 木 造 園 ( 土 木 )	43	14	29	29	12	17	16	4	12
		建 築	39	19	20	33	14	19	22	11	11
		機 械	32	-	32	24	-	24	12	-	12
		電 気	33	-	33	19	-	19	10	-	10
		福 祉	73	28	45	53	26	27	27	18	9
		児 童 福 祉	9	-	9	8	-	8	6	-	6
		児 童 指 導	17	-	17	15	-	15	9	-	9
		児 童 心 理	5	-	5	3	-	3	2	-	2
	小 計	2,288	1,065	1,223	1,785	843	942	277	252	25	
	2 級 職 ( 主 任 )	事 務	1,146	1,286	△ 140	870	984	△ 114	61	68	△ 7
		土 木 造 園 ( 土 木 )	53	23	30	41	19	22	10	11	△ 1
		建 築	43	37	6	34	26	8	6	11	△ 5
		福 祉	55	24	31	47	20	27	15	15	0
		児 童 福 祉	9	-	9	6	-	6	6	-	6
		児 童 指 導	19	-	19	18	-	18	11	-	11
		児 童 心 理	1	-	1	1	-	1	0	-	0
	小 計	1,326	1,370	△ 44	1,017	1,049	△ 32	109	105	4	
	3 級 長 職 ( )	児 童 福 祉	4	-	4	3	-	3	3	-	3
		児 童 指 導	1	-	1	1	-	1	1	-	1
児 童 心 理		1	-	1	1	-	1	1	-	1	
小 計		6	0	6	5	0	5	5	0	5	
合 計		24,089	26,277	△ 2,188	20,304	21,881	△ 1,577	4,018	4,358	△ 340	

(注)経験者2級職(主任)事務の前年度実績は、主任IとIIの合計数

(2) 採用選考等

令和元年度人事委員会が実施した千代田区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

ア 専門職採用選考

区 分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	2人
行政専門職（法務の課長級以上）	0人

イ 一般職の任期付職員

法第三条<sup>※1</sup>に基づく採用

採用職層 <sup>※2</sup>	採用承認人数
主任	0人
係長	0人
課長補佐	0人
課長	0人
部長	0人

法第四条<sup>※1</sup>に基づく採用

採用職層	合格者数
係員（1級職）	0人
課長	0人
部長	0人

※1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

(3) 管理職選考（令和元年度）

ア 受験資格等

○ I類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢55歳未満で、主任以上の在職期間が6年以上の人

(受験方式) 全部受験方式－受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式  
分割受験方式－受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

免除受験方式－択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式

前倒し受験方式－主任の職にあり、その在職期間が3～5年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

(選考方法) 筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○ II類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢46歳以上56歳未満で、課長補佐の在職期間が2年以上の人

(選考方法) 筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

イ 実施状況（合格者決定）

I 類（全部及び免除受験方式）及びII類

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）			
		元年度	30年度	増減	元年度	30年度	増減	元年度	30年度	増減	元年度	30年度	増減	
I 類	事務	367	358	9	197	212	△ 15	106	106	0	28.9	29.6	△ 0.7	
	技術	I	65	67	△ 2	23	24	△ 1	15	16	△ 1	23.1	23.9	△ 0.8
		II	36	38	△ 2	21	16	5	16	14	2	44.4	36.8	7.6
		III	41	45	△ 4	12	9	3	8	7	1	19.5	15.6	3.9
	小計	142	150	△ 8	56	49	7	39	37	2	27.5	24.7	2.8	
I 類計	509	508	1	253	261	△ 8	145	143	2	28.5	28.1	0.4		
II 類	事務	54	81	△ 27	43	63	△ 20	37	42	△ 5	68.5	51.9	16.6	
	技術	15	21	△ 6	9	12	△ 3	6	11	△ 5	40.0	52.4	△ 12.4	
	II 類計	69	102	△ 33	52	75	△ 23	43	53	△ 10	62.3	52.0	10.3	
合計		578	610	△ 32	305	336	△ 31	188	196	△ 8	32.5	32.1	0.4	

I 類（全部受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）			
		元年度	30年度	増減	元年度	30年度	増減	元年度	30年度	増減	元年度	30年度	増減	
I 類 (全部)	事務	177	174	3	70	81	△ 11	41	48	△ 7	23.2	27.6	△ 4.4	
	技術	I	24	30	△ 6	4	7	△ 3	4	4	0	16.7	13.3	3.4
		II	21	15	6	12	4	8	10	2	8	47.6	13.3	34.3
		III	14	9	5	5	2	3	3	1	2	21.4	11.1	10.3
	小計	59	54	5	21	13	8	17	7	10	28.8	13.0	15.8	
合計	236	228	8	91	94	△ 3	58	55	3	24.6	24.1	0.5		

I 類（免除受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）			
		元年度	30年度	増減	元年度	30年度	増減	元年度	30年度	増減	元年度	30年度	増減	
I 類 (免除)	事務	190	184	6	127	131	△ 4	65	58	7	34.2	31.5	2.7	
	技術	I	41	37	4	19	17	2	11	12	△ 1	26.8	32.4	△ 5.6
		II	15	23	△ 8	9	12	△ 3	6	12	△ 6	40.0	52.2	△ 12.2
		III	27	36	△ 9	7	7	0	5	6	△ 1	18.5	16.7	1.8
	小計	83	96	△ 13	35	36	△ 1	22	30	△ 8	26.5	31.3	△ 4.8	
合計	273	280	△ 7	162	167	△ 5	87	88	△ 1	31.9	31.4	0.5		

ウ 実施状況（免除者決定）

（単位：人、％）

		対象者数				免除者数				免除率			
		計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳		
			全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
			A	A1	A2		A3	B	B1		B2	B3	B/A
事務		478	128	111	239	133	23	25	85	27.8	18.0	22.5	35.6
技術	I	69	19	22	28	18	6	4	8	26.1	31.6	18.2	28.6
	II	50	11	16	23	15	2	5	8	30.0	18.2	31.3	34.8
	III	50	11	19	20	14	3	6	5	28.0	27.3	31.6	25.0
	小計	169	41	57	71	47	11	15	21	27.8	26.8	26.3	29.6
合計		647	169	168	310	180	34	40	106	27.8	20.1	23.8	34.2

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数

2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人

3 分割とは、分割受験方式で受験した人

4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人

5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第2項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第1項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。令和元年は、10月21日に23区の各区議会及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

### 〔勧告のポイント〕

#### 1 月例給

○公民較差（△2,235円、△0.58%）を解消するため、給料表を改定

#### 2 特別給（期末手当・勤勉手当）

○年間の支給月数を0.15月引上げ（現行4.5月→4.65月）、勤勉手当に割振り

◎ 職員の平均年間給与は、約2万2千円の増

### 職員の給与に関する報告・勧告

#### I 職員と民間従業員との給与の比較

##### 1 職員給与等実態調査の内容（平成31年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
57,124人	29,640人	385,424円	39.4歳

##### 2 民間給与実態調査の内容（平成31年4月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,148民間事業所を实地調査（調査完了837事業所）

##### 3 公民比較の結果

###### ○月例給

民間従業員	職員	差
383,189円	385,424円	△2,235円（△0.58%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

###### ○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.65月分	4.50月	0.15月

##### 4 令和元年の公民較差算出

平成30年4月に実施した行政系人事・給与制度の改正に伴う差額支給者（給料月額が各級の最高号給の金額を超えて差額を支給されている職員）は、平成31年4月においても2,221人に上る。その着実な解消は、一義的には任用面においてなされるべきであることから、令和元年の勧告に当たっては、特例的な措置として、差額支給者を公民比較から除外して算出した公民較差△2,235円を解消することが適当と判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△5,819円である。

## II 改定の内容

### 1 給料表

#### (1) 行政職給料表（一）

- ・ 原則全ての級及び号給について、給料月額を引下げ（平均改定率△0.6%）
- ・ 上位職への昇任を促す観点から、全ての級において一部号給の引下げを弱める
- ・ 初任給については、人材確保の観点から給料月額を据置き
- ・ 所要の調整措置として、給与条例の改正に伴い差額を支給されている職員の給料についても、その者に適用される級及び号給の改定状況を踏まえた改定が必要

#### (2) その他の給料表等

- ・ その他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定。ただし、医療職給料表（一）については、医師の処遇確保の観点から改定しない
- ・ 再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定

### 2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引上げ
- ・ 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り

### 3 実施時期等

- ・ 給与水準の引下げを伴う内容の改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・ 平成31年4月からこの改定の実施の前日までの期間に係る公民較差相当分について、令和元年度中に支給される期末手当の額において、所要の調整を実施（改定を行わない医療職給料表（一）が適用されている職員を除く）

#### （参考1）較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
△1,863 円	0 円	△372 円	△2,235 円

#### （参考2）改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約6,430千円	約6,452千円	約22千円

## III 給与制度における課題

### 1 期末手当

- ・ 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しを必要

### 2 勤勉手当

- ・ 勤勉手当について、一部の職層に一律抛出を適用していない区は、早急に一律抛出の適用を進める必要

## 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

### 1 人事・給与制度

#### (1) 行政系人事・給与制度改正の状況

（制度改正の結果及び検証）

## ○ 任用制度

- ・ 任命権者は、意欲のある若年層の主任職については係長職に留まらず、その先を見据えたキャリア形成を意識させる中長期的な視点に立った任用管理を行い、管理職の拡充につなげていくことが必要
- ・ 任命権者は、豊富な行政経験を有する高齢層職員をはじめとして、意欲や能力のある職員を係長職へ任用し、人数を増やしていくことが重要
- ・ 任命権者は、新設された主査を活用していく場合には、職員の経験や専門性の活用及びライン係長の負担軽減という職の趣旨を踏まえることが重要

## ○ 給与制度

- ・ 制度改正後の職員構成は、係長職の割合が増加しているが、管理職の割合は増加しておらず、管理監督職の適正な確保は、依然として緊要な課題であることから、給与面においても、その解決に資するため、更なる検討が必要
- ・ 人事・給与制度の抜本的見直しの趣旨に則した運用がされているか検証し、国及び他団体との均衡を考慮するとともに、職務給原則の徹底に基づき、引き続き不断の見直しを実施

## ○ 今後の対応

- ・ 制度改正を受け、任命権者による一定の取組が進んだものの、管理監督職の更なる拡充に向けては、引き続き係長職の人数を増やしていくとともに、そこから管理職の担い手を確保していくことが必要
- ・ 任命権者は、適正な職員構成の実現に向け、中長期的な視点に立ち、整備された仕組みを十分に活用しながら、取組を進めていく必要

## (2) 人材の確保

### (採用環境の変化に対応できる人材確保策)

- ・ 特別区が求められる役割を果たすため、「自ら考え行動する人材」を安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要
- ・ 将来の特別区における住民サービス提供や組織・職員構成のあり方、それに相応しい職員像や試験・選考方法を研究していくことも必要
- ・ 児童相談所等での経験を求める採用制度については、今年度の受験状況等の結果を検証し、受験資格の見直し等に向けた必要な対応を図る
- ・ 技術系職種については、現状を十分に把握し、採用試験等における専門性の担保も含め、土木・建築新方式の継続の是非をはじめとする今後の試験のあり方を検証

### (採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 各採用制度の受験者層に合わせた手法の検討が必要
- ・ 23区合同説明会の開催を前倒し、特別区の魅力を早期に伝える試みの実施等、受験を考えている者が、より採用後をイメージしやすい取組を推進

## (3) 人材の育成

### (人事評価制度の適切な運用)

- ・ 任命権者が制度の趣旨を踏まえ、評価制度をより公平性・納得性の高いものとするとともに、任用面及び給与面への更なる活用を通じて、人材育成や組織体制の強化へとつなげる取組とする必要
- ・ 任命権者においては、人事評価制度をより公平性・納得性の高いものとするために、研修をはじめとした評価者訓練の拡充、評価者手引の見直し等、評価者の評価能力や技術の向上を図る取組をより一層充実させる必要

#### (若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 任命権者における人材育成においては、上司との面談を通じて自身の強みや適性を自覚させる契機とするとともに、計画的な研修や幅広い業務経験を積ませるジョブローテーションにより、キャリアパスを意識させる取組を行うことが重要

#### (管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 任命権者は、管理監督職を担う人材を育成し、増やしていくために、中長期的な視点に立ち、計画的な取組をする必要
- ・ 新たな職の位置付けがされた主任職及び主査職の活用に加え、育児や介護等で昇任を断念していた職員への意欲喚起が必要

#### (4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 任命権者は、再任用職員の豊富な行政経験や専門性の有効活用に加え、その技術や知識が次代を担う職員に継承されていくよう、人事管理を進める必要
- ・ 引き続き国の定年の引上げ等に関する検討状況や他の地方公共団体及び民間の動向を注視していくとともに、特別区の実態を踏まえつつ、任命権者と連携して検討

#### (5) 会計年度任用職員等への対応

- ・ 令和2年4月の制度開始に向けて、各区の条例規則の改正に係る承認申請等に対応しており、任命権者においては必要な準備を遺漏なく進めることが肝要
- ・ 新制度開始後において、服務規律や任用要件の厳格化とともに期末手当の支給等に関する規定整備を図った法改正の趣旨に沿い、適正な制度の運用がなされるよう、実態把握に努める

#### (6) 保育教諭等への対応

- ・ 保育教諭等という新たな職のあり方を統一的に整理するための検討を加速させる必要

## 2 勤務環境の整備等

#### (1) 仕事と家庭の両立支援と多様で柔軟な働き方

- ・ 育児のほかにも、介護や病気の治療等、様々な局面において働き続けることのできる環境を整備するためには、休暇等を取得しやすい環境をつくるだけでなく、働き方の選択肢を増やすことも重要

#### (2) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ 一部の職員に業務が集中し、各区規則等において規定された超過勤務時間数の上限時間を超えることがないよう対策を講ずる必要
- ・ 管理職員及び教員も含めた全ての職員に対して、労働安全衛生法に定められた措置を確実に実施していくことが必要

#### (3) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 管理監督者だけではなく、職員同士でも互いの変化に気付けるよう、日頃から職場内のコミュニケーションを活発にしておくことが大切
- ・ 各区において設置されている相談窓口について、早い段階で十分に活用できるよう、区のメンタルヘルス対策方針や相談窓口を定期的に周知するなどの対応も必要
- ・ 不調者が発生し長期化した場合は、周囲の負担も大きくなることから職場への支援も必要

#### (4) ハラスメント防止対策

- ・ 改正労働施策総合推進法の趣旨を踏まえ、管理監督職を中心にハラスメントが発生しにくい職場環境づくりに努める必要



### 3 区民からの信頼の確保

- ・ 業務が多様化、細分化、かつ複雑化し、その量が増大し続ける中、特別区の使命を果たすためには、業務プロセスの可視化、効率化、役割分担や責任の明確化を図り、職員一人ひとりが職務に全力を傾注し、職責を全うすることができるような職場環境を整備することが不可欠
- ・ 職場環境の整備に努め、管理監督者が適切に運用していくことで、不祥事を発生させない仕組みを構築することが必要
- ・ 日頃から、迅速かつ的確な情報開示を行うことや、危機管理体制の強化に努めることが肝要

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和元年度中における千代田区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	元年度 提起件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
0	0	0	0	

### 4 不利益処分に関する審査請求の状況

令和元年度中における千代田区の審査請求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	元年度 提起件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
1	0	0	1	平成 30 年（不）第 6 号 （平成 30 年度提起）